

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

1 基本構想とは

「基本構想」とは、昭和村の農業を将来に渡り継続的に発展させていくためには、効率かつ総合的な農業経営を営む担い手を育成・確保することが重要なことから、将来育成すべき農業経営の指標や農用地の利用の集積目標を定め、その実現に向けて講じるべき措置等を示したものです。

2 今回の見直しの必要性

法改正に伴い、群馬県は、令和5年4月1日から農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）に基づく基本方針について見直しを実施し、6月末に公表しています。

それに伴い市町村基本構想については、県基本方針に即するもの(法第6条第3項)とされており、県基本方針が変更されたときには、その後、市町村基本構想も見直すこととなります。

3 主な変更内容

令和3年12月に制定された「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を基本に、法改正を反映した群馬県の新たな基本方針の内容に基づき変更します。

主な変更は次のとおりです。

- (1) 実質化された「人・農地プラン」から地域計画への移行
- (2) 利用権設定等促進事業に関する事項の削除及び農地中間管理事業への移行
(令和5年4月1日から2年間、経過措置有り)
- (3) その他、法改正や情勢等の変化に対応した見直し

※今回は、法改正による軽微な見直しとなるので、数値目標等については修正しません。

4 見直し時期

村の基本構想の見直し時期は、令和5年9月中の見直しを実施します。

5 見直しの手続き

- (1) 農業者、農業に関係する団体その他の関係者の意見を反映させるための必要な措置
・パブリックコメントを 8/28（月）～9/8（金）まで実施。
- (2) 農業委員会、JAへの意見聴取
- (3) 知事協議
- (4) 公告